

I 市・県民税について

国の温室効果ガスの排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林環境整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）が創設され、令和6年度から国内に住所を有する個人に対して課税され、市区町村において個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が賦課徴収されています。また、今年度は昨年合計所得が1,000万超である方で、非控除対象配偶者がいる場合は定額減税があり、対象となる納税義務者は、7月分から減税した税額を徴収する等の措置がされます。

II 市・県民税の特別徴収について

1 特別徴収について（地方税法第321条の3）

給与所得者個人の市・県民税を、6月から翌年5月までの12回に月割りし毎月の給与から天引きし、取りまとめて納入していただく制度です。

2 特別徴収義務者について（地方税法第321条の4）

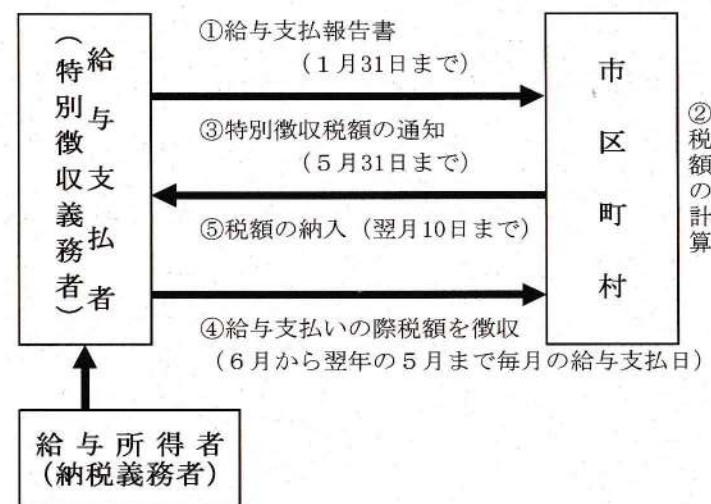
所得税法第183条（源泉徴収義務）の規定にしたがい、給与の支払いの際に所得税を源泉徴収し納入する義務を負う方について、市条例により指定された方をいいます。

3 特別徴収税額の通知書について（地方税法321条の4第2項）

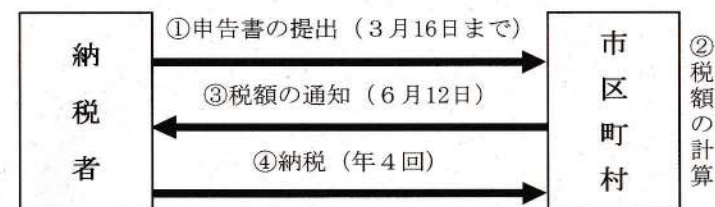
同封した通知書のうち、納税義務者用（青色）は開かずにミシン線により切り離して本人に交付してください。（税額の異動等があった方は小封筒に入れ同封しますので開かずに交付してください。）なお、退職等により交付・徴収できない方は「給与所得者異動届出書」に添えてご返送ください。

また、特別徴収義務者用（茶色）は事業所で保管の上、徴収・異動・変更等にご利用ください。

特別徴収の方法による納税のしくみ （令和7年度）



参考：普通徴収の方法による納税のしくみ



4 徴収と納入について（地方税法第321条の5）

特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）により、納税者の月割額を毎月天引きし、各月の納入書に添えて、下記の納期限までに最寄の金融機関で納入してください。なお、一般的に6月分と7月以降分の額は異なっていますので、7月分の徴収の際にはご注意ください。

月別	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
納期限	7月10日 まで	8月12日 まで	9月10日 まで	10月10日 まで	11月10日 まで	12月10日 まで	1月13日 まで	2月10日 まで	3月10日 まで	4月10日 まで	5月11日 まで	6月10日 まで

★納入場所について 飯山市の指定金融機関等は下記のとおりです。

長野県信連、ながの農協、八十二銀行、長野信用金庫、長野県信用組合
ゆうちょ銀行・郵便局（長野県、新潟県内に限る）の各本店、本所及び支店、支所、出張所等

上記の指定金融機関等が近くにない場合は、最寄の郵便局をご利用ください。

指定通知書により指定いただき、納入済通知書で納付ください。

取りまとめ局 ゆうちょ銀行長野貯金事務センター （00550-9-960150・長野県飯山市役所）

なお、納入書につきましては5ページを参照の上、お取り扱い願います。

5 各所得の合算課税について

納税者に貴事業所からの給与以外の所得がある場合、原則として合算課税して徴収することになります。（乙欄適用者を除く）

なお、特別徴収税額の通知書（納税義務者用）には合算された所得の種類を表示してあります。（合算された所得が給与所得の場合は合算表示がされませんのでご了承ください。）

6 税額の変更について（地方税法第321条の6）

修正申告や調査等により、納税者の市・県民税額が年度の途中で変更になることがあります。徴収税額に変更が生じた場合は税額変更通知書をお送りしますので、変更後の月税額を徴収・納入してください。なお、納税義務者用の変更通知書は必ず本人にお渡しください。また、納入書については4・5ページを参照の上、納入金額を訂正してお使いください。

7 退職（休職）・転勤等の届出について（地方税法第321条の5第3項、第317条の6第2項）

納税者が退職等により給与の支払いを受けなくなった場合は、9～13ページを参照の上、異動届出書に記入し、すみやかに提出してください。

異動先の事業所において特別徴収を継続できる場合は、14ページを参照の上、異動届出書に記入して新事業所へすみやかに送付してください。また、新たに特別徴収を開始する方について、前事業所から転勤の異動届出書の送付を受けた場合は、記入の上すみやかに提出し、その方の特別徴収税額の徴収・納付を継承してください。

これらの場合も、税額の変更通知書をお送りしますので、変更後の月割額を納入してください。

給与支払報告書を特別徴収で提出した方が、退職等により4月1日現在で給与の支払いを受けなくなった場合も、14ページを参照の上、異動届出書に記入してすみやかに提出してください。

※異動届出書の提出が遅れますと、異動者の税額が貴事業所の滞納額として残ったり、異動後の納税者が一度に多額の税額を納めることになりますので、特にご注意願います。

8 退職（休職）者の未徴収税額について（地方税法第321条の5第2項ただし書き）

（1）退職（休職）者の未徴収税額は、給与等から一括徴収してください。

① 異動届出書に一括徴収税額の納入月、その他必要事項を9～13ページを参照の上記入し、提出してください。

② 一括徴収した税額は、その月の月割額に合算し、納入してください。

③ 6月退職者についても一括徴収はできます。

※1月～5月の退職は、一括徴収が義務付けられています。

（2）一括徴収できないときは

異動届出書の「異動後の未徴収税額の徴収」欄の「3. 普通徴収」に○印をし、その他必要事項を記入の上、すみやかに提出してください。（一括徴収できなかった税額は、本人が直接納入することになります。）

この場合も、貴事業所の納入する月割額が変わりますので、ご注意ください。

9 特別徴収税額の納入が遅れたとき（地方税法第326条・第330条）

各月の納期限までに納入されない場合は督促状が発送され、督促手数料の100円及び延滞金がかかります。延滞金は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（以下「平均貸付割合」という。）に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算された額を延滞金として徴収します。

但し、納税の猶予等の適用を受けた場合にその猶予した期間に対応する延滞金を免除される場合（延滞金の全額が免除される場合を除く。）は、納税の猶予等をした期間を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合）が年7.3%未満の場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間においては、当該猶予特例基準割合が適用されます。

これらの延滞金や督促手数料は、特別徴収義務者の負担となります。また、督促状を発送して10日を経過した日までに納入されない場合は、滞納処分を受けることになりますのでご注意の上、期限内納入をお願いいたします。

特別徴収事務担当の方へお願い ————— 退職される方に、次のことをお伝えください。

- （1）一括徴収できなかった方の未徴収税額は、市役所から別途送付される納付書により、直接納めていただくことになります（納付回数は退職時期によって異なります）。
- （2）市・県民税は、前年の所得に基づいて計算されますので、退職して無収入になったとしても、前年の所得に応じて課税になることがあります。

10 過年度の還付について

過年度の市・県民税が還付になる場合は、納税者の口座に還付します。

市役所から納税者に直接通知をするので、特別徴収義務者の方に手続きしていただくことはありません。

Ⅲ 納入書について

当市の納入書は、OCR（光学文字読取方式）処理用の全国統一様式を用いております。（12ヶ月分＋予備2枚）

次の点に注意して、納入してください。

1. 「納入金額(1)」の欄には、当初の月割額をすでに打出してあります。
各月の納入金額がここから変更がない場合には、何も記入せずにそのままお使いください。
2. 税額変更や、受給者の退職・転勤等により、納入すべき金額が「納入金額(1)」と異なることになった月からは、「納入金額(1)」の数字を黒横線で抹消し、「納入金額(2)」の該当欄に納入すべき金額を記入してお使いください。

特に、納入済通知書（3連のうち右はじの紙）への記入については

- ・黒字で
- ・ワク内におさまるよう
- ・はっきりと、ていねいに
- ・ひとつひとつ（続き書きしないで）
- ・汚さないよう

ご記入いただくようお願いいたします。

長野県 飯山市		個人市民税 個人県民税	納入済通知書 ④ ①
市町村コード		口座番号	加入者名
2 0 2 1 3 4		00550-9-960150	長野県飯山市役所
年 月 分 □ □ □ □		指 定 番 号 □ □ □ □ □ □ □ □	納入金額(1) 円 — 85,000 —
202134		給与分 (一括徴収分を含む)	□ □ □ □ 8 0 0 0 0
納入すべき金額が右の納入金額 (1)の欄と異なるときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、納入金額 (2)の欄に記入してください。		退 職 所得分	□ □ □ □ □ □ □ □
納期限 年 月 日		延滞金	□ □ □ □ □ □ □ □
〒380-8749 ゆうちょ銀行長野貯金事務センター		督促 手数料	□ □ □ □ □ □ □ □
		合計額	□ □ □ □ 8 0 0 0 0
領収日付印	(特別徴収義務者) 住 所 〒 又は 所在地 氏 名 又は 名 称		

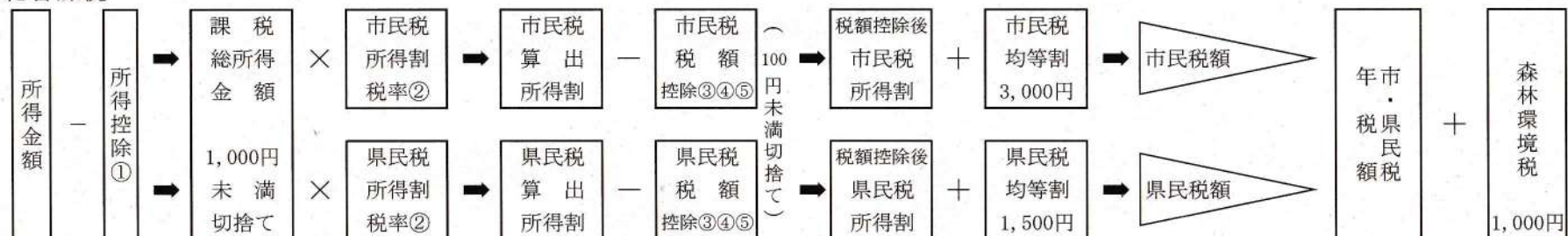
納入済通知書の金額欄に〒記号は記入しないで下さい。

↑
税額変更(85,000円が
80,000円となった場合)の記入例

上記のとおり通知します。(受付店→長野県信連飯山事務所(取りまとめ店)→市)(市保管)

IV 市・県民税の課税要領

●総合課税



① 所得控除

雑 損 控 除		損失の金額－所得金額×10% か 災害関連支出金額－5万円の多い方		地震保険料控除の控除額		基礎 控 除	合計 所得 金額	2,400万円以下		430,000円	
医 療 費 控 除		医療の差引負担額－（10万円と所得金額の5％とのいずれか 少ない方の金額） 最高限度200万円または特定一般用医薬品等購入費 の合計額のうち1万2千円を超える部分。最高限度8万8千円		区 分	年間の支払 保険料の合計			控 除 額	2,400万円超～2,450万円以下		290,000円
									2,450万円超～2,500万円以下		150,000円
									2,500万円超		0円
社会保険料控除		健康保険共済掛金等。（全額）		(1)地震保険料		扶 養 控 除	※合計所得金額 48万円以下 ※30歳以上70歳未満の 国外居住親族は、 原則扶養対象外	一般の扶養親族 （16歳以上19歳未満、23歳 以上70歳未満）		330,000円	
小規模企業共済等 掛 金 控 除		中小企業事業団に支払った第一種 共済契約掛金（全額）		(2)旧長期損害 保 険 料 （H18.12.31までに 契約した長期損害 保険料）				特定の扶養親族 （19歳以上23歳未満）		450,000円	
寄 附 金 控 除 ※寄付金控除のみ、税 額控除となります。		県共同募金会又は日赤県支部、震災関連等 1：（寄付金額-2,000円）×10％ 上限は総所得の30％まで 地方公共団体への寄附金については上記1と2の合計額 2：（寄附金額-2,000円）×（90％－寄附者の所得税率） ☆2については住民税所得割額の20％が上限		(1), (2)両方が ある場合				老人扶 養親族		同居老親等以外 同居老親等	380,000円 450,000円
								年少扶養親族（16歳未満）		控除対象外	
生命保険料 控 除 （一般生命保険料 個人年金保険料 介護医療保険料 A, B = 保険料支払額）		① 新契約 保険料 の み	12,000円以下	全 額	勤労学生控除	前年の所得が75万円以下で 給与所得者以外の所得が10 万円以下の者 260,000円	障 害 者 控 除	本人 配偶者 扶養親族	障害者	260,000円	
			12,001～32,000円	A×1/2+6,000円					特別障害者	300,000円	
		② 旧契約 保険料 の み	32,001～56,000円	A×1/4+14,000円					同居特別障害者	530,000円	
			56,000円超	一律28,000円					ひとり親 控 除		扶 養「子」有
		③両方	①の控除額＋②の控除額 （上限各28,000円）				寡 婦 控 除	扶 養「子以外」有		260,000円	
								扶養無し（死別・生死不明のみ）			

③ 配当控除（税額控除）

課税所得が1,000万円以下の場合

市民税額は配当所得×1.6％、県民税額は配当所得×1.2％

課税所得が1,000万円を超える場合

② 税率表

市民税	県民税
6%	4%

④ 調整控除（合計所得金額2,500万円超適用外）

課税所得が200万円以下の場合	a, bのいずれか少ない金額の5%（都道府県民税2%、市町村民税3%） a. 市県民税と所得税の人的控除差の合計額 b. 市県民税の合計課税所得金額
課税所得が200万円超の場合	aからbを控除した金額（5万円未満の場合は5万円）の5%（都道府県民税2%、市町村民税3%） a. 市県民税と所得税の人的控除差の合計額 b. 市県民税の合計課税所得金額から200万円を控除した金額 ただし、この金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

③ 配当控除（税額控除）

課税所得が1,000万円以下の場合
市民税額は配当所得×1.6%、県民税額は配当所得×1.2%
課税所得が1,000万円を超える場合
市民税額は配当所得×0.8%、県民税額は配当所得×0.6%

⑤ 住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）額のうち、所得税から引ききれなかった額が個人住民税から税額控除されます。

○控除額の算出方法と控除限度額

$$\text{個人住民税の住宅ローン控除額} = \text{所得税における住宅ローン控除可能額} - \text{住宅ローン控除適用前の前年の所得税額}$$

居住年月	～平成26年3月	平成26年4月～令和3年12月	令和4年～令和7年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）	所得税の課税総所得金額等の7%（最高136,500円）	所得税の課税総所得金額等の5%（最高97,500円）

● 配偶者控除・配偶者特別控除

納税義務者の所得金額が1000万円以下で、配偶者の所得が133万円以下の方は、配偶者控除・配偶者特別控除のいずれかを受けられます。

具体的な控除額につきましては、下表をご覧ください。

配偶者の合計所得金額		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	配偶者70歳未満 48万円以下	33万円	22万円	11万円
	配偶者70歳以上 48万円以下	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

● 住民税額

市 民 税 額 + 県 民 税 額 + 森 林 環 境 税
(市民税所得割+均等割) (県民税所得割+均等割)

● 所得割

下記の非課税者の範囲に該当する方以外で、前年中の所得が、次の算式によって算出される所得を超える方に課税されます。

《算 式》 35万円×(1+控除対象配偶者+扶養人数)+10万円+32万円

〔 ※ただし、32万円加算は、控除対象配偶者または扶養親族のいる場合のみ加算されます。 〕

● 均等割

下記の非課税の範囲に該当する方以外で、前年中の所得が次の算式によって算出される所得を超える方に課税されます。

《算 式》 28万円×(1+控除対象配偶者+扶養人数)+10万円+16万8千円

〔 ※ただし、16万8千円加算は控除対象配偶者または扶養親族のいる場合のみ加算されます。 〕

● 非課税の範囲

- ①前年中に所得を有しなかった方。
- ②生活保護法の規定による生活扶助を受けている方。
- ③前年中の合計所得が、135万円以下で次に該当する方。

障 害 者…納税者本人が精神保健指定医等から知的障害者と判定された方及び障害者手帳を有する方等。

未成年者…令和7年1月1日現在で満18歳未満の方。

ひとり親…婚姻歴は問わず、現に婚姻をしていない又は配偶者の生死が不明である方で、前年の総所得金額等が48万円以下である生計を一にする子を有しており、前年の合計所得金額が500万円以下である方。

寡 婦…次のいずれかにあてはまる方。

☆ 夫と死別し、若しくは離婚した後、婚姻をしていない方または夫の生死が不明である方で、前年の総所得金額等が48万円以下である扶養親族または生計を一にする子を有しており、前年の合計所得金額が500万円以下である方。

☆ 夫と死別した後、婚姻をしていない方または夫の生死が不明である方で、前年の合計所得金額が500万円以下である方。

● 分離課税分の計算

①分離譲渡所得分の計算

1) 一般の分離長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額…5% (市民税3% 県民税2%)

2) 優良住宅地の造成等に係る長期譲渡所得

課税長期譲渡所得金額…2,000万円以下…4%
〔 市民税2.4% 県民税1.6% 〕
 …2,000万円超……5%
〔 市民税 3% 県民税 2% 〕

3) 所有期間が10年を超える住居用財産の長期譲渡所得

6,000万円以下…4% (市民税2.4% 県民税1.6%)

6,000万円超……5% (市民税 3% 県民税 2%)

4) 分離短期譲渡所得

課税短期譲渡所得金額（一般）…市民税5.4% 県民税3.6%

課税短期譲渡所得金額（国等に対する譲渡の場合）

…市民税 3% 県民税 2%

5) 株式等に係わる譲渡所得等……市民税3% 県民税2%

②山林所得分の計算

課税山林所得×総合課税の税率

V 令和8年度給与支払報告書について

給与の支払いをする者は、その支払いを受けている者の給与支払報告書を、1月1日現在その者が居住する住所の市町村長に、1月31日までに提出しなければならない（地方税法317条の6）とされています。また、令和7年1月1日以降に、年途中で退職し、給与の支払いを受けなくなった方についても退職時の市町村長に1月31日までに給与支払報告書を提出しなければならないこととされていますのでご注意ください。提出の際は次の点にご注意ください。

1. 給与支払報告書の記入について

給与支払報告書の記入は、受給者の所得額・控除項目のほか、住所・氏名（フリガナ）・生年月日・個人番号（マイナンバー）についても全て記入をお願いします。

特別徴収できない方のうち「乙欄」や「退職」に該当する方については、それぞれの欄の記入を確実にお願いします。

2. 給与支払報告書の提出について

特別徴収できる方とできない方（普通徴収）は、仕切用紙で区分して提出してください。

3. 所得税から住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）額を引ききれなかった方

所得税から引ききれなかった住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除額）がある場合、市・県民税の所得割額から税額控除が受けられます。対象となるのは平成28年から令和7年に入居した方であり、居住開始年月により控除限度額と控除期間が定められています。控除を受ける場合には、給与所得の源泉徴収票の住宅借入金等特別控除の額の内訳欄に、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」により計算された住宅借入金等特別控除可能額と居住開始年月日を記入することとなっておりますので、記入漏れのないように十分注意してください。この記載内容に基づき市・県民税を控除しますので、各個人での申告は不要です。

※この控除を受ける初年度は、税務署での確定申告が必要となりますのでご注意ください。

VI 退職所得に対する市・県民税の事務取扱について

退職所得に対する個人の市・県民税は、退職手当等の支払者が退職手当等の額に応じ税額を算出し、支払金額からその税額を差し引いて退職者の退職した年の1月1日現在における住所地の市町村に納入します。（地方税法第328条）

1. 納入期限

退職手当等を支払う際に差し引いた税額は、翌月の10日までに納入してください。

2. 納入書及び納入申告書の記入について

特別徴収税額納入書の(2)欄の「退職所得分」に記入してください。裏面にある納入申告書の所要事項も必ず記入してください。

3. 退職所得の金額の計算

収入金額から退職所得控除額を差し引いた後の金額に2分の1を乗じて得た額が退職所得となります。ただし、勤続年数が5年以内の法人役員等については、この2分の1を乗じる措置を廃止したうえで計算します。

（法人役員等とは、法人税法上の役員、国会議員・地方議会議員、国家公務員・地方公務員。）

4. 退職所得控除額

退職所得控除額は次により計算してください。

①通常の退職の場合

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ・勤続年数が20年以下の場合 | 40万円×勤続年数（80万円未満の場合は80万円） |
| ・勤続年数が20年を超える場合 | 800万円+70万円×（勤続年数－20年） |

5. 税 額

税額表によらず、算出を行っていただく事になりましたが、平成25年1月1日以降適用の「退職所得に対する市町村民税・道府県民税の特別徴収税額早見表」がありますので、該当者がある場合は、総務省のホームページをご確認ください。

VII 給与支払報告 にかかると 特別徴収 給与所得者異動届出書について

異動があるときは、非課税の方や、1期のみで課税で既に納税が終わっている方も含め、すべての方の分を提出してください。

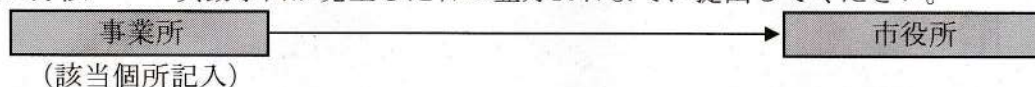
★退職・休職等

(1) 記入の方法

一括徴収の場合……記入例①（12ページ）を参考にしてください。

普通徴収の場合……記入例②（13ページ）を参考にしてください。

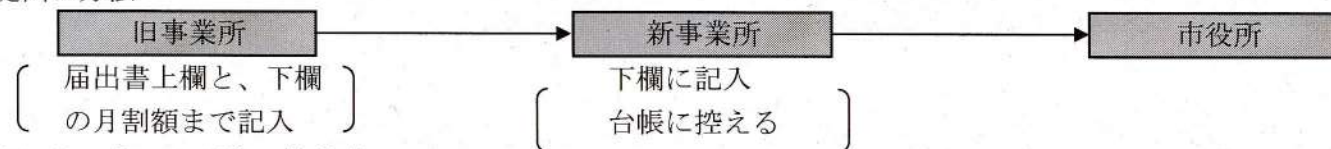
(2)提出の方法 異動事由が発生した日の翌月10日までに提出してください。



★転勤・転職（退職して、引き続き他の事業所へ勤務する場合も、この方法によります。）

(1)記入の方法 記入例③（13ページ）を参考にしてください。

(2)提出の方法



★令和8年1月1日以降の異動者

退職者、転勤者（令和7年中に他の市町村へ住所を変更された方）で令和8年度の給与支払報告書を他の市町村へ提出済みのとき、

①現に課税されている市区町村と

②令和8年度給与支払報告書の提出市区町村の

（②の異動届の税額欄は記入不要です。）

両方へ異動届出書を提出してください。（新住所地の市区町村では異動の有無がわからないため、必ず提出してください。）

VIII 特別徴収義務者の名称等変更届出書について

所在地・名称等が変更になった場合は、必ず提出してください。（提出されない場合には、税額変更等の送付が遅れる場合があります。）

IX 特別徴収追加者名簿・指定通知書について

特別徴収追加者名簿…年の途中で特別徴収に変更になった場合は提出してください。

指 定 通 知 書…納付の際に、ゆうちょ銀行（郵便局）を新たに利用される場合は、別紙の指定通知書を（ゆうちょ銀行（郵便局））に提出してください。

各様式は、飯山市役所ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

X 社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について

マイナンバー制度が施行されたことに伴い、市・県民税特別徴収に係る様式にも、事業所の法人番号・従業員の個人番号の記載が必要になります。

各様式ごとにマイナンバーの利用・記載開始時期が下記のとおり異なりますので、提出時等にお間違えの無いようご注意ください。

様式等の種類	手続きの主体	番号記載開始時期
特別徴収税額の 決定・変更通知書	飯山市→特別徴収義務者 (事業所)	記載しない
	飯山市→納税徴収義務者 (従業員個人)	記載しない
納入書	特別徴収義務者→飯山市 (事業所)	記載しない
退職手当の特別徴収票	特別徴収義務者→飯山市 (事業所)	平成28年1月1日以後に支払われる 退職手当に適用
給与所得者異動届出書	特別徴収義務者→飯山市 (事業所)	平成29年1月1日以後に給与の支払いを受けなくなった者に係る届出について適用
給与支払報告書	特別徴収義務者→飯山市 (事業所)	平成29年度以後の年度分の市・県民税に係る報告書に適用
特別徴収義務者の名称 等変更届出書	特別徴収義務者→飯山市 (事業所)	記載しない
特別徴収追加者名簿		

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特 別 徴 収

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

記入例①
退職で一括徴収の場合

1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項と下欄の月割額を記入し、新勤務先
2 せに回送願います。新勤務先では、下欄（転勤など）による特別徴収届書（課税地）の市区町村長に提出してください。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

令和7年9月1日		給 与 特 別 徴 収 義 務 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	所 在 地 〒 389-2253	飯山市大字飯山123番地												特別徴収義務者 指定番号	1234000	
飯山市長 あて		フリガナ	イイヤマショウジ												宛名番号		1	
		名 称	有限会社 飯山商事												担当者 連絡先	係	総務課 経理係	
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	氏名	飯山 太郎	
																電話	(0269) 62 - 1234	
給 与 所 得 者	フリガナ	ナガノ ジロウ		(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年月日	○印をしてください			一括徴収税額 の納入月						
	氏 名	長野 次郎							異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	一括徴収した税額は、 9 月分で 納入します。 (10月10日 納入)							
	生年月日	S60年1月1日																
	個人番号	123456789000																
	1月1日現在の住所																	
	飯山市大字飯山456番地																	
異動後の住所		同上		納入書希望 の有 無	1. 税額変更後の納入書の送付を希望する。 2. 納入書を訂正して使用するので不要である。													

理由(○を付けてください)		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	普通 徴 収	理由(○を付けてください)	
1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	9月15日	27,000	円	普通 徴 収	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	

転勤等による特別徴収届出書（左欄外の注意書きを参照してください。）

月割額 円 月分 徴収し納入する。	給 与 特 別 徴 収 義 務 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	所 在 地 〒 -	特別徴収義務者指定番号 (新規義務者は記入不要)													
	フリガナ	受給者番号														
	名 称	担当者 連絡先														
	法人番号													係		
	納入書希望 の有 無	1. 市町村作成の納入書(税額変更後の納入書)の送付を希望する。 2. 私製の納入書を使用する(納入書を訂正して使用する)ので不要である。												氏名		
														電話	() -	

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

記入例②
退職で普通徴収の場合

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

令和7年9月1日		給(特別徴収義務者)	所在地	〒 飯山市大字飯山123番地												特別徴収義務者 指定番号	1234000	
飯山市長 あて		フリガナ	イイヤマショウジ												宛名番号		1	
		名称	有限会社 飯山商事												担当者 連絡先	係	総務課 経理係	
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	氏名	飯山 太郎	
																電話	(0269) 62 - 1234	
給与所得者	フリガナ	ナガノ ジロウ												○印をしてください		一括徴収税額 の納入月		
	氏名	長野 次郎												異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法			
	生年月日	S60年1月1日																
	個人番号	123456789000																
	1月1日現在の住所																	
	飯山市大字飯山456番地																	
	異動後の住所																	
同上												1. 特別徴収継続	一括徴収した税額は、 月分で 納入します。					
												2. 一括徴収	3. 普通徴収 (本人納付)	(月 日) 納入				
												3. 普通徴収						
												1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 支払少額・不定期 7. 会社解散 8. その他						
												異動年月日	7年8月31日					
												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	6 月分 から 8 月分 まで	(イ) 徴収済額	9,000	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	27,000
												納入書希望 の有無	1. 税額変更後の納入書の送付を希望する。 2. 納入書を訂正して使用するので不要である。					

一括徴収	理由(○を付けてください)		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	普通徴収	理由(○を付けてください)	
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため					1. 異動が令和7年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
						3. 死亡による退職であるため	

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円 月分 徴収し納入する。	給(特別徴収義務者)	所在地	〒 -												特別徴収義務者指定番号 (新規義務者は記入不要)	
	フリガナ													受給者番号		
	名称													担当者 連絡先	係	
	法人番号														氏名	
	納入書希望 の有無	1. 市町村作成の納入書(税額変更後の納入書)の送付を希望する。 2. 私製の納入書を使用する(納入書を訂正して使用する)ので不要である。													電話	() -

ご注意
1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項を記入し、また、徴収台帳への記入等必要の手続きを済ませたうえ、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に提出してください。
2 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

記入例③
転勤の場合

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

令和7年9月1日		給 与 特 別 徴 収 義 務 者	所 在 地	〒 389-2253	飯山市大字飯山123番地										特別徴収義務者 指定番号	1234000			
飯山市長 あて			フリガナ	イイヤマショウジ										宛名番号		1			
			名 称	有限会社 飯山商事										担当者 連絡先	係	総務課 経理係			
			法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	氏名	飯山 太郎	
																	電話	(0269) 62 - 1234	
給 与 所 得 者	フリガナ	ナガノ ジロウ			(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年月日	○印をしてください		一括徴収税額 の納入月							
	氏 名	長野 次郎			円 36,000	6 月分 から 8 月分 まで	円 9,000	円 27,000	7年8月31日	1 退 職 2 転 勤 3 休 職 4 長 欠 5 死 亡 6 支払少額・不定期 7 会社解散 8 そ の 他 ()	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	一括徴収し た税額は、 ☐ 月分で 納入します。 (月 日) 納入							
	生年月日	S60年1月1日																	
	個人番号	123456789000																	
	1月1日現在の住所																		
	飯山市大字飯山456番地																		
異動後の住所			納入書希望 の有 無		1. 税額変更後の納入書の送付を希望する。 2. 納入書を訂正して使用する(納入書を訂正して使用する)ので不要である。														
同上																			

一 括 徴 収	理由(○を付けてください)		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	普 通 徴 収	理由(○を付けてください)	
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため			円		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
						3. 死亡による退職であるため	

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 3,000 円 9 月分から 徴収し納入する。	給 与 特 別 徴 収 義 務 者	所 在 地	〒 389-2253	飯山市大字飯山789番地10										特別徴収義務者指定番号 (新規義務者は記入不要)	567000				
		フリガナ	イイヤマサンギョウ										受給者番号		2				
		名 称	飯山産業 株式会社										担当者 連絡先	係	給与係				
		法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		9	8	7	氏名	北信 花子	
		納入書希望 の有 無	1 市町村作成の納入書(税額変更後の納入書)の送付を希望する。 2 私製の納入書を使用する(納入書を訂正して使用する)ので不要である。											電話	(0269) 65 - 5678				

ご注意
1 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上欄の事項と下欄の月割額を記入し、新勤務先
2 せたうえ、一月一日現在の住所(課税地)の市区町村長に提出してください。
一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務付けられています。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

記入例④
給与支払報告書提出後の異動の場合

◎異動がある場合は、すみやかに提出してください。

令和8年3月1日		給(特別徴収義務者)	所在地	〒	飯山市大字飯山123番地										特別徴収義務者 指定番号	1234000		
飯山市長 あて		フリガナ	イイマショウジ										宛名番号		1			
		名称	有限会社 飯山商事										担当者 連絡先	係	総務課 経理係			
		法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	氏名	飯山 太郎	
																電話	(0269) 62 - 1234	
給与所得者	フリガナ	ナノ ジロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動 年月日	〇印をしてください		一括徴収税額 の納入月							
	氏名	長野 次郎							1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 支払少額・不定期 7. 会社解散 8. その他	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	一括徴収し た税額は、 ☐ 月分で 納入します。 (月 日) 納入						
	生年月日	S60年1月1日		円	月分 から	円	円	8年2月28日			1. 特別徴収継続							
	個人番号	123456789000			月分 まで						2. 一括徴収							
	1月1日現在の住所																	
	飯山市大字飯山456番地																	
異動後の住所		同上		納入書希望 の有無	1. 税額変更後の納入書の送付を希望する。 2. 納入書を訂正して使用する(訂正して使用する)ので不要である。					3. 普通徴収 (本人納付)								

一括徴収	理由(〇を付けてください)		徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	普通徴収	理由(〇を付けてください)	
	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため			円		1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
						3. 死亡による退職であるため	

転勤等による特別徴収届出書(左欄外の注意書きを参照してください。)

月割額 円	給(特別徴収義務者)	所在地	〒											特別徴収義務者指定番号 (新規義務者は記入不要)		
	フリガナ											受給者番号				
	名称											担当者 連絡先	係			
	法人番号												氏名			
月分 徴収し納入する。	納入書希望 の有無	1. 市町村作成の納入書(税額変更後の納入書)の送付を希望する。 2. 私製の納入書を使用する(納入書を訂正して使用する)ので不要である。										電話	() -			